

# ハンセン病家族訴訟を支援する東京集会

# 思いよ、届け！

—問われているのは誰ですか？—

【日時】

2019年3月2日 (土) 13時半開場・14時開会

【会場】

東京・四ツ谷『聖イグナチオ教会』ヨセフホール

【内容】

徳田靖之弁護士（ハンセン病家族訴訟弁護団）の講演  
裁判の様子の再現劇・原告からのお話

熊本で行われているハンセン病家族訴訟は2018年12月に結審し、2019年5月31日（金）に判決が言い渡されます。判決を前にした3月、「ハンセン病家族訴訟を支援する東京集会」を開催します。誤った国策により、ハンセン病問題は家族関係にゆがみを生じさせ、被害は家族にまで及んでいます。

家族訴訟の現在を知り、原告の叫びに耳を傾け、その思いを受け止めることを大切にしたいのです。

この裁判の判決にご注目ください。

ぜひ東京集会にご参加ください。

【日程】 13時半 受付・開場

14時 開会挨拶

徳田弁護士の講演

裁判の様子の再現劇

原告からのお話

16時過ぎ 終了予定

【会費】 無料 ※集会への申し込みは不要です。

【会場アクセス】

聖イグナチオ教会 ヨセフホール

東京都千代田区麹町6-5-1

JR中央線（麹町出口）または

東京メトロ丸の内線・南北線（赤坂出口）

四ツ谷駅下車徒歩1分（上智大学手前）

1階事務所右側がヨセフホールです。

ハンセン病家族訴訟についての情報を発信しています。

ご希望の方は、下記連絡先までご一報ください。

【連絡先】ハンセン病首都圏市民の会

〒157-0061 東京都世田谷区北烏山4-15-1

メール：sakai@zonmyoji.jp

ホームページ：<https://sakai12.wixsite.com/mysite>



【主催】 ハンセン病家族訴訟原告団 ハンセン病家族訴訟弁護団 ハンセン病首都圏市民の会

【共催】

日本カトリック部落差別人権委員会 カトリック東京大司教区部落問題委員会  
ハンセン病問題から学ぶ集い IDEA ジャパン 真宗大谷派東京教区 部落解放同盟中央本部

【後援】

日本ソーシャルワーカー連盟（ハート相談センター）

## ハンセン病家族訴訟とは

国のハンセン病患者隔離政策で差別被害を受けたとして、元患者家族が国を相手取って損害賠償と謝罪広告を求めていた訴訟。ハンセン病だった人の家族は、患者本人を疎外した人たちという認識が存在していた。遺骨を引き取らない家族もいた。しかし、引き取らなかったのではない。引き取れない状況に追い込まれていたのだった。家族の声を紹介したい。

「国は、家族にも謝ってほしい！」「私はハンセン孤児だ」「どんなに親が恋しかったか」「さみしいという感覚すらなかった」「両親の存在を隠す苦しみは幾重にもあった」「夏休み、敬愛園（ハンセン病療養所）で過ごした日々を友だちに語れなかった」「父親は死んだと聞かされ、親戚をたらいまわしにされて」「家族も被害者だった」「私はうその綱渡りだ。隠す苦しみ」「父親を嫌った自分、一番つらかった」・・・。

これらの声は、今までに出会ったハンセン病家族の方々の声である。これらの言葉が訴える重みを私たちはしっかりと聞き届けていかなければならない。なお国は、今まで「家族に対して国は責任を負わない」「家族には固有の被害はない」「時効により損害賠償請求権が消滅している」「家族に対しての偏見差別は無視しうる程度までなくなった」と主張している。国には、過ちを過ちと受け止めしていく、心のこもった勇気をもってほしい、痛切にそう思う。

(ハンセン病首都圏市民の会)

### 【経過】

2016年 2月 ハンセン病家族 59名、「家族による『らい予防法』国賠訴訟」を提起。

2016年 3月 第2次提訴、原告は合計で 568名に。

2018年 12月 家族訴訟が熊本地裁で結審。

2019年 5月 31日（金）熊本地裁にて家族訴訟の判決が言い渡される。

## ハンセン病家族訴訟・原告の声

### ◆原告・黄光男さん（兵庫県 63歳）

ハンセン病だった私の両親は、何の罪も背負う必要はなかったのに、背負わせた国の法律が憎くて仕方がありません。背負った罪を息子に死ぬまで語れなかった日々の辛さはどのようなものだったでしょうか。そのつらさから逃れるための両親の自死だったと思ってなりません。私は、いまだに本来であれば当然抱けたはずの親子としての感情を抱くことができません。このような親子関係になった原因は、国が作った「らい予防法」です。国は、両親に対しては謝罪しましたが、子である私に対しても謝罪をしてほしいのです。

国は、家族がハンセン病による偏見差別に苦しんできた事実を正面から認め、偏見差別の解消に全力を尽くしてほしいと願います。

### ◆原告・奥晴海さん（鹿児島県 71歳）

国の隔離政策は、収容された患者だけでなく、その家族の人生も奪っていました。家族には、患者の子としてあきらめる道しか残されていない、そんな気持ちでした。家族としての絆、母子、父子としての絆も奪いました。2001年の勝訴判決が、せめてもう20年早かったら、私は生き直す可能性もその力もあったかもしれません。70歳を超えた私に、もう生き直す時間はありません。家族の絆を奪い、いまだに続く心の重しを負わせてきた国には、事実を見つめ謝罪してほしい、これが私の今の気持ちです。

### ◆原告・村上浩さん（熊本県 40歳）

私は、父のハンセン病罹患により婚約が破談になるなど辛い思いをし、ハンセン病に対する世間の偏見の根強さを身をもって勉強させられたと思います。判決後に起きた黒川温泉宿泊拒否事件などをみると「あまり変わっていない」とも思います。家族訴訟の参加にあたっても躊躇しました。私が裁判をすることで妻や子どもに迷惑がかからないという自信がなかったからです。

ですが家族の苦しみが国によってもたらされたのに、何事もなかったかのように済まされるのは無念です。国には、家族にも誤った政策で苦しみを与えたことを認めて謝ってほしいのです。